

虐待防止のための指針

医療法人 健幸会

かねた訪問看護ステーション

1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

(1) 目的

「かねた訪問看護ステーション」は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう本指針を定める。

(2) 高齢者虐待の種類

高齢者とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

②心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

③経済的虐待

養護者、又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること。その他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること。又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

⑤介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、養護者以外の同居人による放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認出来る場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

(4) 利用者の安全を最優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

(5) 常に迅速対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって、虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要である。

(6) 組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行うことが必要である。

組織や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待対応の担当者やそれに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、利用者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要がある。

特に、利用者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、または客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とする。

(7) 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターを介することが有効である。

(8) 記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りは全て記録に残し、適宜、組織内に対応状況を共有する必要がある。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく、組織としての実施を徹底させることが重要である。

記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において、欠かすことが出来ない。

2 虐待防止委員会、そのほかの事業所内の組織について

虐待防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合は、その再発を確実に防止するため「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の役割

委員長はステーションの管理者が選定した担当者が務め、委員会の運営を指導を担う。

(2) 開催頻度

委員会は年に少なくとも2回開催し、必要に応じて追加の臨時会合を実施する。

(3) 他のサービス事業者との連携

ほかのサービス利用者と協力し、広範な視野での虐待防止策を検討することも可能とする。

(4) 検討事項

委員会は以下の事項について検討し、そこで得た結果は従業者に周知徹底を図る。

- ・虐待防止委員会、その他事業所内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、従事者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・従業者が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待防止のための職員研修に関する方針

虐待防止のための職員研修は、従業員に対して虐待の防止に関する基礎的内容と適切な知識の普及・啓発を目的とする。この研修は、当ステーションの指針に基づいて虐待防止の徹底を図ることを目標としている。

(1) 研修プログラムの作成

本指針に基づいた研修プログラムを作成し、職員教育の徹底を図る。この研修が、虐待の各種形態、その兆候の認識、適切な対応方法、法的な背景と責任者に関する内容を含む。

(2) 定期的な研修の実施

全ての職員は、少なくとも年に一度、この研修を受ける。研修は、職員の知識とスキルを更新し、虐待防止に関する知識を高めるために重要である。

(3) 研修内容の記録

研修の実施内容、日程、参加者などを記録する

4 虐待等が発生した場合の対応方法について

虐待等が発生した場合に対応するための以下の基本方針を定める。

(1) 迅速な報告

虐待が疑われる場合、職員は高齢者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、直ちに管理者や指定された担当者に報告する。同時に、地域包括支援センターに速やかに通報する。

また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保証を最優先します。

※各市町村の担当者連絡先は別途添付

(2) 事実確認の協力

地域包括支援センターによる事実確認に全面的に協力する。これには、関係者の面談や証拠の収集などが含まれる。

(3) 被虐待者の保護

虐待が確認された場合、被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行う。必要に応じて追加の医療介護サービス等を提供する。

(4) 養護者の支援

虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要としている可能性があることを認識し、適切な支援を検討する。これには、介護疲れ、経済的問題、医療的な課題など、虐待の背景にある複数の要因を考慮する。

(5) 虐待者が職員の場合

虐待者が職員であることが判明した場合には、厳正に対処する。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

虐待等が発生した場合に対応するための明確な相談・報告体制を整備し、職員及び利用者が安心して相談や報告が出来る環境を提供する。

(1) 相談窓口の設置

虐待に関する相談や報告を行うための窓口を設置し、職員や利用者が安心して相談・報告が出来るようする。

相談窓口は、虐待防止委員会の委員長とする。

(2) 報告内容の適切な扱い

報告された情報は慎重に取り扱い、個人情報の保護に配慮しながら適切に管理する。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や

家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、各担当区役所及び各区社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介します。また、擁護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接各区役所等に連絡し、対応について相談致します。

7 虐待等に係る苦情解決方法について

虐待やその疑いに関する苦情に対応し、それらを適切に解決するため以下の体制を擁護する

(1) 苦情の迅速な対応

受け付けた苦情に対しては迅速に対応し、事実関係の調査を行う。必要に応じて、適切な対応や措置を講じる。

(2) 透明性の保持

苦情の処理過程は透明性を持ち、利用者や職員に適宜情報を提供する。ただし、個人情報には十分配慮する。

(3) 解決策の検討と実施

苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する。これには、職員の再教育、業務プロセスの見直し、またはほかの適切な措置が含まれる。

(4) 苦情処理の記録と評価

苦情の処理過程と結果は記録し、これを基に虐待防止のためのシステムやプロセスの改善を図る。

(5) 解決策の検討と実施

苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する。これには、職員の再教育、業務プロセスの見直し、または他の適切な措置が含まれる。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示することで、いつでも利用者や家族が閲覧できるようにする。

9 その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの向上に努めます。

附則

本指針は、2024年4月1日より施行